

## 地域自主戦略交付金交付要綱（社会資本整備に関する事業）

平成23年 4月 1日  
平成23年 5月 2日一部改正  
平成23年 7月 1日一部改正  
平成24年 4月 6日一部改正

### 第1 通則

国土交通省所管事業に係る地域自主戦略交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）その他の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

### 第2 目的

国土交通省所管事業に係る地域自主戦略交付金は、地方公共団体が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。

### 第3 定義

#### 一 地域自主戦略交付金

地域自主戦略交付金制度要綱（平成23年4月1日付け、府地戦第33号・警察庁甲官発第109号・総官企第112号・23文科施第4号・厚生労働省発健0401第10号・22農振第2184号・平成23・03・24財地第1号・国官会第2614号・環境政発第110330002号通知。以下「制度要綱」という。）第5に定める事業実施計画（以下単に「事業実施計画」という。）に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

#### 二 交付対象事業

第5に掲げる事業等（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

#### 三 交付金事業者

地域自主戦略交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する都道府県（沖縄県を除く。以下同じ。）及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「都道府県等」という。）並びに都道府県等からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて交付対象事業を実施する団体等をいう。

### 第4 交付対象

地域自主戦略交付金の交付対象は、都道府県等とする。

## 第5 交付対象事業

交付対象事業は、制度要綱別表の別紙2に記載された事業等とする。

## 第6 交付額

- 1 国土交通大臣は、制度要綱第8により内閣総理大臣から移し替えられた交付金について、制度要綱別添により算出される地方公共団体ごとの交付限度額以内で、事業実施計画に掲げる交付対象事業に要する費用を地方公共団体に交付する。
- 2 交付対象事業に対する毎年度の地域自主戦略交付金の交付額は、次に掲げる式により算出された額（以下「国土交通省交付限度額」という。）を超えないものとする。

$$\text{国土交通省交付限度額} = (A + B + C)$$

ここで、A、B、Cは、それぞれ

A：制度要綱別表の別紙2の1から9に掲げる事業等に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

B：制度要綱別表の別紙2の10のイの関連社会資本整備事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

C：制度要綱別表の別紙2の10のロの効果促進事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

であり、次に掲げる式より算出した額とする。なお、国土交通省交付限度額の算定に用いる交付対象事業ごとの国費算定の基礎額の算定方法については附属編において定めるものとする。

$$A = \sum_{j=1}^l (\alpha_j \times A_j)$$

$A_j$ ：事業jの当該年度の事業費（事務費は除く。以下同じ。）

$\alpha_j$ ：事業jに係る国費率

l：事業の数

$$B = \sum_{j=1}^m (\beta_j \times B_j)$$

$B_j$ ：事業jの当該年度の事業費

$\beta_j$ ：事業jに係る国費率（国の負担又は補助について個別の法令等に規定がある場合は、当該法令等に規定する負担の割合又は補助の割合。それ以外の場合は1/2。）

m：事業の数

$$C = \sum_{j=1}^n (\gamma_j \times C_j)$$

C j : 事業 j の当該年度の事業費

$\gamma_j$  : 事業 j に係る国費率（国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合。それ以外の場合は  $1/2$ 。ただし、道路事業と一体となって実施する場合はこの限りではない。）

n : 事業の数

- 3 地域自主戦略交付金の交付後、交付対象事業の進捗の状況により、第7第2項の規定を適用した結果、事業費の実績額に基づいて前項の規定により算出される国土交通省交付限度額が、交付された金額と異なることとなったときは、交付された金額から事業費の実績額に基づいて算出される国土交通省交付限度額を控除した額（次項において「差額」という。）は、事業実施計画ごとに、次年度の国土交通省交付限度額の算定において調整することができる。
- 4 前項の規定による調整は、次年度の国土交通省交付限度額から差額を控除することにより行う。
- 5 都道府県が交付金事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部について負担又は補助をする要素事業（事業実施計画に記載された個々の基幹事業、関連社会資本整備事業又は効果促進事業をいう。以下同じ。）においては、当該都道府県が当該交付金事業者に対して負担又は補助をする費用（事務費は除く。）の額の範囲内の事業費に限り、前四項の規定を適用する。

## 第7 交付申請等

- 1 都道府県等は、交付対象事業のうち当該都道府県等が地域自主戦略交付金を充てて実施するものについて交付申請を行うものとする。
- 2 国が負担又は補助をしなければならない割合について個別の法令等に規定されている場合を除き、要素事業に要する費用の総額について国費と地方費の割合を定め、要素事業ごとの国費の割合を固定しないことができることとする。

## 第8 地域自主戦略交付金の経理

交付金事業者は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

## 第9 監督等

- 1 国土交通大臣は都道府県等に対し、都道府県知事は当該都道府県が補助する交付金事業者に対し、指定都市の長は当該指定都市が補助する交付金事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

- 2 国土交通大臣は都道府県等に対し、都道府県知事は当該都道府県が補助する交付金事業者に対し、指定都市の長は当該指定都市が補助する交付金事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、地域自主戦略交付金の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

## 第10 その他

この要綱に定めるもののほか、地域自主戦略交付金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成23年5月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月6日から施行する。